

令和6年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者 による測定結果について(廃棄物焼却炉以外の施設)

鹿児島県環境林務部環境保全課

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、毎年1回以上の測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することとなっている。

今回、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する。

2 測定結果

(1) 測定結果の概要

設置者による測定を要する1施設の排出水の測定結果は、排出基準に適合していた。

※ 特定施設：クラフトパルプの漂白施設（1施設）

(2) 測定結果

〈クラフトパルプの漂白施設〉

工場・事業場の名称	所在地	排出水 調査日	排出水中の ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	適合 状況
中越パルプ工業株式会社 川内工場	薩 摩 川内市	R6.12.5	0.00062	10 以下	適合

3 今後の対応

県としては、引き続き、排出基準の遵守や設置者による測定の実施・報告の徹底を指導していくこととしている。